

中小企業Ｕターン就職促進奨学金返還支援事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 本要領は、若者の岡山県への就職促進及び中小企業の人材確保を図るため、岡山県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業の取組を支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中小企業の範囲)

第 2 条 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項又は中小企業信用保険法施行令第 1 条第 2 項に定める中小企業者で、次の表のとおりとする。ただし、国又は地方公共団体が出資している企業は中小企業に含まない。

< 中小企業者の範囲 > 業種に応じて①又は②を満たすもの

業 種		①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 従業員数
中小企業基本法 第 2 条第 1 項	製造業、建設業、運輸業等	3 億円以下	300 人以下
	卸売業	1 億円以下	100 人以下
	サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
	小売業	5,000 万円以下	50 人以下
中小企業信用保険 法施行令 第 1 条第 2 項	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
	旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

(補助対象企業)

第 3 条 本事業の補助対象企業（以下「補助対象企業」という。）は、以下の各号に掲げる要件をいずれも満たす中小企業とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する、又は県外に主たる事業所があるが県内に勤務先を限定した採用を行っている中小企業
- (2) 支援対象者となる従業員への奨学金返還支援制度（以下「返還支援制度」という。）を設け、手当等として奨学金返還のための金銭を支給する中小企業
 - 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象としないものとする。
 - (1) 労働関係法令に違反しているもの
 - (2) 岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等
- (3) その他補助金を交付することが適当でないと認められるもの
 - 3 補助対象企業は、県が進める U ターン就職等に係る取組への参画に努めること。

(補助対象企業の届出)

第 4 条 補助対象企業は、返還支援制度を創設した場合、中小企業 U ターン就職促進奨学金返還支援制度創設届出書（様式第 1 号）に、就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類の写しを添えて、中央会に提出しなければならない。

(支援対象者)

第5条 本事業で、補助の対象となる従業員(以下「支援対象者」という。)は、補助対象企業に勤務する従業員で以下の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年度末までに採用された者、令和5年度に採用内定(企業の雇用の意思と学生の入社が決めた状態)となった者(以下「内定者」という。)で令和6年度に採用された者、令和6年度から令和9年度末までに採用された者、又は、令和9年度内定者で令和10年度に採用された者。
- (2) 岡山県外に在住又は通勤、通学していた日の属する月の翌月から起算して6月以内に補助対象企業に採用された者。ただし、県外に在住していた者であっても、県内の企業又は大学等に通勤、通学していた者を除く。
- (3) 雇用期間の定めがなく、補助対象企業において正社員として勤務していること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金を貸与された者で、その奨学金を返還予定又は返還中であること。
- (5) (4)の奨学金について、他団体から重複して返還支援を受けていないこと。
- (6) 過去に本県の中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業の支援対象者となっていないこと。
- (7) 県内に所在する事業所等に勤務していること。
- (8) 申請日の属する年度末において35歳未満であること。
- (9) 補助対象企業が個人事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる会社を含む。)である場合は、当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助実施期間)

第7条 本事業の補助実施期間は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の申請等)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象企業は、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類(補助対象企業として届出した際と変更がない場合は、提出の必要はない。)
 - (2) 従業員名簿又は組織図など支援対象者の勤務地が分かる書類の写し
 - (3) 支援対象者の雇用契約書又は雇入通知書の写し
 - (4) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - (5) 支援対象者の住民票の写し、又は建物賃貸借契約書の写しなど、県外に在住していたことがわかる書類(初回申請時のみ)
 - (6) 支援対象者が通勤、通学していた場合、退職証明書や卒業証明書など、県外で通勤、通学していたことを証明する書類(初回申請時のみ)
 - (7) 内定承諾書の写し(内定者のみ)
 - (8) 機構の奨学金返還の口座振替加入通知など支援対象者の年間返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し
 - (9) 岡山県税の納税証明書など岡山県税に滞納がないことを証明するものの写し
 - (10) その他中央会が必要と認める書類
- 2 補助対象企業が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業事前着手届(様式第3号)を中央会に提出したときは、この限りでない。この場合でも、当該事業年度の4月1日より前に遡ることとはできない。

(補助金の交付の決定等)

- 第9条 中央会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、中央会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。
- 2 中央会は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助対象企業は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、中央会が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

- 第11条 補助対象企業は、事業の内容を変更しようとするときは、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を中央会に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わないものについては、この限りでない。
- 2 補助対象企業は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を中央会に提出しなければならない。
- 3 中央会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業遂行の義務)

- 第12条 補助対象企業は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。
- 2 補助対象企業は、事業進捗状況の報告を求められた時は、中央会が別に定める期日までに、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金事業進捗状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。
- 3 中央会は、前項の報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助事業の実績報告)

- 第13条 補助対象企業は、補助事業が完了したときは、中央会が別に定める日までに、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会に提出しなければならない。
- (1) 給与明細書又は貸金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し
- (2) 支援対象者が奨学金を返還したことを証する書類
- (3) その他中央会が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

- 第14条 中央会は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容(ただ

し、第 1 1 条第 3 項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容) 及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象企業に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 5 条 中央会は、補助対象企業が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 中央会は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助対象企業に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 6 条 中央会は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中央会が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 1 7 条 中央会は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助対象企業に対して報告させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 1 8 条 中央会は、第 1 2 条第 3 項により事業進捗状況の確認を行った後又は第 1 4 条により補助金の額を確定した後、補助金を補助対象企業に対し支払うものとする。

2 補助対象企業は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、中小企業 U ターン就職促進奨学金返還支援事業補助金請求書 (様式第 8 号) により、中央会に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 1 9 条 補助対象企業は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 2 0 条 この要領により中央会に提出する書類の部数は、正本 1 部、副本 1 部の 2 部とする。

〈補則〉

第 21 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、中央会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 6 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 7 月 2 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

なお、令和 2 年 3 月 3 1 日以前に補助対象企業に採用された者については、従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。
 なお、令和3年3月31日以前に補助対象企業に採用された者については、従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。
 なお、令和4年3月31日以前に補助対象企業に採用された者については、従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。
 なお、令和6年3月31日以前に補助対象企業に採用された者については、従前の例によるものとする。

別表第1(第6条関係)

補助対象経費	補助対象企業が支援対象者に対して、奨学金返還支援のために支給することを就業規則又は賃金規程など文書で明確に定めて支給した手当等	
補助対象期間	令和5年度末までに採用された者、令和5年度内定者で令和6年度に採用された者	県内の事業所等に勤務した期間で、採用後5年以内(補助対象企業に採用された日の属する月を1か月目とし、60か月目となる月まで)とする。
	令和6年度から令和9年度末までに採用された者、令和9年度内定者で令和10年度に採用された者	県内の事業所等に勤務した期間で、採用後3年以内(補助対象企業に採用された日の属する月を1か月目とし、36か月目となる月まで)とする。
補助率	2分の1	
補助限度額	補助金の交付申請を行った年度に支援対象者が機構に返還する額の範囲内で補助対象企業が支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額を上限とする。	

別表第2(第7条関係)

	補助実施期間
令和5年度末までに採用された者、令和5年度内定者で令和6年度に採用された者	補助開始年度から最長5年(60か月)間
令和6年度から令和9年度末までに採用された者、令和9年度内定者で令和10年度に採用された者	補助開始年度から最長3年(36か月)間